

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	東白川村

東白川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東白川村役場産業振興課
所在地 加茂郡東白川村神土 548
電話番号 0574-78-3111
FAX番号 0574-78-3099
メールアドレス 507sanshin@vill.higashishirakawa.gifu.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、アライグマ、サギ、カワウ、ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	東白川村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	131千円	16a

※イノシシ以外については、令和5年度の被害報告なし

(注) 1 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>有害鳥獣による被害は村内全域に及んでいる。 過疎化、高齢化による労働力の減少と相まって、農家の生産意欲の低下が懸念されている。</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（5年度）		目標値（9年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
イノシシ ※	623千円	52a	500千円	40a
ニホンジカ ※	69千円	6a	20千円	3a
ニホンザル	—		—	
カラス	—		—	
アライグマ	—		—	
ハクビシン	—		—	
サギ、カワウ	—		—	

※イノシシとニホンジカの現状値（5年度）は、被害が少なかったため、

令和元年度から令和5年度までの5年間の平均を計上

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許の取得等に係る費用の一部を助成する。 ・ 助成率 3/4 ・ 上限 100,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員の高齢化に伴い、捕獲に係る担い手の育成及び確保が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵購入に対する補助（事業費の 1/2 以内で上限 30,000 円） ・ 防護柵購入に対する補助（事業費の 1/2 以内で上限 80,000 円） ・ 令和6年度、親田・西洞・加舎尾・黒淵・大明神地区で WM 柵 12,000m を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の労働負担が大きいことから設置していない農家がある。 ・ 交付金事業に次に取り組む地区の拡大。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息環境管理やその他鳥獣対策については地域や個人に委ねている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用や労働力の確保が難しくなっている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度に実施した親田・西洞・加舎尾・黒淵・大明神地区の交付金事業を模範とし、各地区の対策レベルを上げる。 ・ 防護柵の成果の検証を進めながら、鳥獣被害防止対策協議会を中心に取組みの普及を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

住民から駆除依頼を受け、村では実態を調査・把握したうえで捕獲許可を出す。合わせて狩猟従事者(猟友会員)に対し許可が下りた旨を通知し、駆除を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イシジ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシ カラス サギ カワウ	新規の狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。 猟友会と連携し、被害が大きい地域への捕獲檻の導入を推進する。
8年度	イシジ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシ カラス サギ カワウ	新規狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。 猟友会と連携し、被害が大きい地域への捕獲檻の導入を推進する。
9年度	イシジ ニホンジカ	新規の狩猟免許取得を推進し、猟友会員の確保に努める。

ニホンザル アライグマ ハクビシ カラス サギ カワウ	猟友会と連携し、被害が大きい地域への捕獲檻の導入を推進する。
--	--------------------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲実績及び被害状況を基に計画頭数を設定するが、その年の被害状況に応じ、計画頭数にとらわれることなく積極的に捕獲を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
カラス	20羽	20羽	20羽
アライグマ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
サギ、カワウ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟期及びその前後15日間の他、愛鳥週間(5/10~5/16)、河川・湖沼でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日を除く期間において、住民から駆除要請があった場合に銃器・わなにて捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ 柵（交付金） L=7,000m 予定	ワイヤーメッシュ 柵（交付金） L=7,000m 予定	ワイヤーメッシュ 柵（交付金） L=7,000m 予定
イノシシ ニホンジカ	電気柵（村単） 20件	電気柵（村単） 20件	電気柵（村単） 20件

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	地区で定期的に確認・点検等を行い、被害状況の把握と柵の維持に努める。	地区で定期的に確認・点検等を行い、被害状況の把握と柵の維持に努める。	地区で定期的に確認・点検等を行い、被害状況の把握と柵の維持に努める。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル、 カラス アライグマ、 カワウ ハクビシ、 サギ	中山間協定集落を通じ、被害防止に関する知識の普及を図る。
8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル、 カラス アライグマ、 カワウ ハクビシ サギ	中山間協定集落を通じ、被害防止に関する知識の普及を図る。
9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル、 カラス アライグマ、 カワウ ハクビシ サギ	中山間協定集落を通じ、被害防止に関する知識の普及を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
J Aめぐみの	営農指導、普及啓発
東白川村	捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整
東白川村鳥獣被害防止対策協議会	普及啓発、関係機関との連絡調整
可茂農林事務所	関連情報提供
加茂警察署	緊急時における捕獲活動への協力及び住民の安全確保

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時には村が猟友会に対し出動を依頼すると同時に、関係機関への協力要請を行う。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した現場等での埋設。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし

皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東白川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
東白川村協定集落代表者会議	地域農家への情報提供、被害調査
J Aめぐみの	営農指導、普及啓発
東白川村森林組合	山林での鳥獣に係る情報提供
東白川村	捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東白川村猟友会	有害鳥獣捕獲
J Aめぐみの	営農指導、普及啓発
東白川村	捕獲許可、普及啓発、関係機関との連絡調整

東白川村鳥獣被害防止対策協議会	普及啓発、関係機関との連絡調整
可茂農林事務所	有害鳥獣対策の助言及び指導
加茂警察署	緊急時における捕獲活動への協力及び住民の安全確保

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・設置年月日	平成25年10月1日
・構成員	東白川村猟友会
・構成人数	29人

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。